

調布飛行場における安全対策の徹底と自家用機の着実な分散・移転を求める決議

平成27年7月26日に調布市内で発生した小型航空機墜落事故から3年余が経過する中、去る平成30年9月11日、事故直後から行ってきた自家用機の運航自粛要請について、平成30年9月13日以降は継続しないこととし、空港使用届を受け付ける旨、東京都から正式な発表があった。

これまで本市は、交通不便地域である離島住民の航空機便の確保のため、調布飛行場の存続を受け入れてきた。また同時に、東京都が地元3市と締結した協定・覚書に基づき、遊覧飛行の禁止や自家用機の分散移転、飛行場の運用制限や騒音対策、そして何よりも地元住民の安全対策を強く訴えてきたところである。

しかしながら今般の事故原因の究明の過程において、東京都と地元3市との協定・覚書に反し、慣熟飛行と偽った遊覧飛行が行われていた実態が明らかとなった。また、被害を受けた住民の生活再建に向けた東京都の支援についても、迅速さや丁寧さに欠けるとの指摘もなされているところである。

このたびの安全対策の強化と被害者支援制度については、一定の実効的な対応が図られたものと判断するところであるが、8月9日、10日、13日に行われた「調布飛行場の新たな被害者支援制度等に係る住民説明会」において明確な説明がなされないまま、同月14日の「調布飛行場諸課題検討協議会」において、自家用機運航再開の判断時期について報告があったことは、事故被害者や地元住民に対し丁寧さを欠いた不誠実な対応であったと言わざるを得ない。

よって、本市議会は、東京都に対し、このたびの拙速な自家用機運航再開について、改めて下記の事項について強く求めるものである。

記

- 1 調布飛行場の安全対策及び厳格な管理運営と透明性の向上を徹底して図ること。
- 2 新たな被害者支援制度の積極的な運用及び事故被害者の迅速な生活再建に向け被害者に寄り添った対応を行うこと。
- 3 今後の自家用機の撤廃に向け着実な分散・移転に取り組むこと。
- 4 事故再発防止に向け地元市との連携及び周辺住民への迅速な情報提供を行うこと。

上記、決議する。

平成 30 年 9 月 27 日

三 鷹 市 議 会